特定健康診査・高齢者健康診査を受診できない人

**生活習慣病等で現在治療中の方へのお願い**

　すでに糖尿病、高血圧症又は脂質異常症、その他慢性疾患等で服薬治療中や人工透析で通院治療中など医療管理が行われている場合は、特定健康診査・高齢者健康診査を受診する前に受診の必要性について主治医とご相談ください。

**特定健康診査の受診対象とならない人**

（１）受診日において転出や社会保険加入等により幸手市国民健康保険の資格がない人

（２）妊娠中の人、又は出産後１年未満の産婦の人

（３）刑事施設、労役場、その他これらに準ずる施設に拘禁されている人

（４）病院又は診療所に既に６か月以上継続して入院している人

（５）次の施設に入所している人（高齢者の医療の確保に関する法律第５５条第１項第２号から第５号までに規定する施設に入所または入居している）

障害者支援施設、介護療養型医療施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅のうち有料老人ホームと同等の施設等

（６）同一年度内に、幸手市から人間ドック検査費用の助成を受けた人、又は助成を受けようとしている人

**高齢者健康診査の受診対象とならない人**

（１）受診日において転出等により幸手市の後期高齢者医療制度の被保険者ではない人

（２）４月以降に幸手市に転入された人で、すでに前の市区町村で高齢者健康診査に相当する健診等を受診した人

（３）刑事施設、労役場、その他これらに準ずる施設に拘禁されている人

（４）病院又は診療所に既に６か月以上継続して入院している人

（５）次の施設に入所している人（高齢者の医療の確保に関する法律第５５条第１項第２号から第５号までに規定する施設に入所または入居している者）

障害者支援施設、介護療養型医療施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅のうち有料老人ホームと同等の施設等

（６）同一年度内に、特定健康診査または、職場の定期健康診断などを受診した人

（７）同一年度内に、幸手市から人間ドック検査費用の助成を受けた人、又は助成を受けようとしている人

問い合わせ　幸手市役所保険年金課　電話４３－１１１１（代）

特定健診に関すること　国民健康保険担当　内線１４４、４４０４

高齢者健診に関すること　後期高齢者医療制度担当　内線１４８、１９７